

老健の入所利用率が90%を下回る

～独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構は2月1日、2021年度の介護老人保健施設の経営状況に関する調査結果を公表した。

結果によると、収益面では入所定員1人当たり事業収益は553万円で、前年度と比べ6万6,000円低下。直近10年間で同収益が最も高かった2019年度と比較すると、1施設当たり年間約1,600万円減収した。入所の利用率は88.0%で、前年度の90.3%から2.3ポイント低下。右肩下がりが続くなかでコロナ禍が重なり、ついに80%台まで落ち込んだ形となった。併設の通所リハビリテーションの利用率は61.6%で、こちらも前年度から1.6ポイント低下した。一方、利用者1人1日当たり事業収益(入所)は1万4,243円で、前年度から210円上昇。これは、2021年度介護報酬改定の基本報酬引き上げに加え、2021年9月までの0.1%単位数の上乗せ、介護職員処遇改善加算(I)の算定率の上昇などが要因という。

2021年度決算を黒字施設・赤字施設別に分類して比較すると、赤字施設のほうが入所の利用率および単価が低く、定員規模に応じた施設運営に必要な事業収益の確保が課題となっている。利用率に影響していると思われる入所経路については、黒字・赤字を問わず家庭と医療機関が9割以上を占めている。しかし、赤字施設における家庭からの入所が2017年度の31.3%から38.9%と7.6ポイント上昇しているのに対し、医療機関からの入所は59.8%から54.2%と5.6ポイント低下。黒字施設も同様の傾向があり、自施設の経営環境に応じて、どの入所経路に注力すれば効果が見込めるかを分析したうえで、入所者の確保に取り組むことが重要と指摘している。

求人者を対象とした相談窓口を設置

～厚生労働省

厚生労働省は2月1日、「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」を設置した。

人材不足が特に顕著な介護や保育、医療分野において、人材紹介会社を利用した際の職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生している。これを受け、相談窓口寄せられた情報をもとに手数料の明示義務違反等がないかを把握し、必要な対応を行うことが狙い。法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局に設置された相談窓口で相談を受け付ける。

なお、厚労省では「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」により、▽紹介手数料を職種別に公表している、▽早期離職時の返戻金制度がある——など、一定の基準を満たした適正な人材紹介会社を特設サイトで公表しており、活用を促している。

高齢者施設での面会再開を促す動画とリーフレット

～厚生労働省

厚生労働省は1月31日、「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」の事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市の介護保険主管部(局)に行った。これは、現下の新型コロナウイルス感染症対応において、高齢者施設等の入所者にとって家族等との面会の再開・推進を図ることが重要との考えから、高齢者施設等の職員に対し、面会を積極的に行う施設の事例や実施方法を発信する動画およびリーフレットを作成したことを周知するもの。

動画とリーフレットは下記よりアクセスできる。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html

面会実施にあたっては、施設に対して次の4点に留意するよう依頼している。

- ① 介護保険施設等の運営基準では、「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」等とされており、利用者と家族との面会の機会の確保に努める必要があること。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(2021年11月19日(2022年11月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)でも、高齢者施設等での面会について、「利用者、家族にとって重要なものであり」とされており、利用者・家族のQOL等の観点を重視し、面会の実施を検討すること。
- ③ 面会実施にあたっては、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(2021年11月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)に示されている留意点を参照すること。
- ④ 利用者の家族等や面会者には、施設等における面会の必要性を理解してもらい、引き続き面会時には感染対策の実施を働きかけること。

ケアプランデータ連携システム説明会の動画公開

～厚生労働省

厚生労働省は1月30日、「『ケアプランデータ連携システム説明会』の動画公開等について(情報提供)」(介護保険最新情報 Vol.1124)を各都道府県ならびに各保険者の介護保険担当課(室)、各介護保険関係団体に事務連絡した。これは、公益社団法人国民健康保険中央会において1月24日に開催された同説明会について、厚生労働省YouTubeチャンネルで公開したことを伝えたもの。説明会は好評を博し、1月30日、2月7日にも追加開催が行われた。説明動画は下記よりアクセスできる。併せて説明会の資料、2月7日の説明会に関する情報も随時公開する予定。

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html>

介護事業者の休廃業・解散が過去最多の495件に

～株式会社東京商工リサーチ

株式会社東京商工リサーチは1月27日、2022年の「老人福祉・介護事業(介護事業者)」の休廃業・解散が前年比67件増の495件で、2010年の調査開始以来最多となったことを公表した。

介護事業者の休廃業・解散は、2018年に初めて400件を超え、翌年に一時395件に減少するも、2020年には新型コロナウイルス感染症による利用控えや感染防止対策費用が負担となり455件に増加。2021年にコロナ関連の資金繰りなどの支援効果で428件に減少したが、2022年は支援効果の薄れや利用者数回復の遅れ、物価高やコストアップなどが重なり過去最多件数を記録した。

同社は、2024年度介護報酬改定で大幅なプラス改定は期待できないとして、介護事業者の経営力強化の重要性が増していると指摘。そのうえで、経営者や介護職員の高齢化、コロナ禍による利用控えとコスト高による業績不振などが複合的に絡むなかで、国や自治体からの資金繰りや職員の処遇改善、生産性向上への支援が薄まることで、体力が疲弊している小・零細事業者を中心に今後も休廃業・解散が増加する可能性があるかと予測している。それを踏まえ、介護事業者の苦境は、誰もが“介護難民”に直面する可能性を示唆すると警鐘を鳴らしている。

介護現場の組合員の賃金実態調査結果を公表

～UAゼンセン日本介護クラフトユニオン

UAゼンセン日本介護クラフトユニオン(NCCU)は1月26日、「2022年賃金実態調査」の結果を公表した。同調査は、介護現場で働く組合員の処遇状況を調べ、今後の処遇改善への取り組みの政策資料とすることを目的に実施するもの。調査期間は昨年8月17日～9月26日で、回答数は3,277人。

職種別の「賃上げ状況(2021年7月と2022年7月の賃金比較)」をみると、全体平均では月給制組合員は25万1,012円から26万1,018円と1万6円増加し、時給制組合員も14万7,105円から15万4,411円と7,306円増加。その一方で、時給制組合員のケアマネジャーは16万2,626円から16万1,650円と976円減少した。月給制組合員の訪問系管理者は1万7,848円増、入所系管理者も1万1,145円増、通所系管理者も1万7,912円増と、管理職での増加幅が大きい。賃金の満足度に関しては、全体平均として月給制組合員も時給制組合員も「少し不満である」との回答が最多だった。そのほか、「年収」や「一時金」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、昨年2～9月に実施された「介護職員処遇改善支援補助金」についての調査結果も公表されている。

NCCUの染川朗会長は、「現在の物価高騰を踏まえると、物価上昇分を反映した介護報酬改定がなくては、日本全体で賃上げの機運が高まっている状況のなか、介護業界が置き去りにされるのではないか」という危機感を示した。